The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	播磨国風土記における分離説話について
Author(s)	八木, 毅
Citation	語文. 1958, 21, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68524
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

播磨国風土記における分離説話について

八木　毅

一

分離説話といふ概念を、本来ひとつづき、ひとまとまりであった説話が、風土記といふ特殊な述作形態の中で、やむなく二つ以上に分離した形で存在してゐるものを指す、と規定しておく。

説話の概念は従来、それほど明確なものではなく、非常に広汎な内容をあたへられて、神話・伝説（諸伝承を含めて）・寓話・教訓譚・逸話など、元來オーラルな複数の短篇形態のものが集められた場合に、名づけて説話とよんでゐるのに従っておかうと思ふ。

風土記は、周知のやうに、大体、郡・里（郷）単位に地名起源の説明を行ふものであるために、もともとひとつづきであった或る説話主体、行動主体の物語が分離して、一部分がAの里に、他の部分がBの里に出てゐるといった場合がある。

肥前国風土記において、大伴狭手彦連と、弟日姫子との悲恋の説話は松浦郡の鏡①の渡の項と、②褶振の峯の項と、また逸文（「万葉集註釈」四所出）の③褶揺の峯にも、右の「褶振の峯」の記載を要約した所伝（「俗伝」と記してゐる）がある。

(1)には、檜隈廬入野宮天下知武少広押楯天皇の世、朝命により任那と百済とを平定すべく出立するにあたって、大伴狭手彦連は、この村で弟日姫子と結婚したが、別れの日に贈られた鏡をもって悲啼しつつ栗川を渡ってゐた彼女は、その鏡を川底に落したこと、

(2)には、船出してゆく狭手彦を、褶振の峯に登り褶を振って送ったが、その後、その山の沼に、蛇の姿をしたものが夜毎に通って来た。やがて彼女は、その沼に屍となって横たはってゐたといふことが記されてゐる。(1)と(2)との間には話の筋の展開が認められるのである。

(3)には、狭手彦の任務、乙等比売の美しいこと、彼等が結婚したこと、別離にあたって褶揺の峯に登って褶を挙げて招いたといふことが簡単に書かれてゐる。

この場合、(3)に述べてゐることは、すでにすべて(1)と(2)とに語られてゐるところなのである。それゆゑ、一つの説話が、(1)と(2)とに分離してゐるとみることはできるし、(3)においてそれが要約せられてゐるとすることができるのである。けれどもこの場合、(3)は(1)(2)を直接の資料にしてゐるとはいへぬし、また、その逆のこともいへないのである。すなはちこれら風土記の述作がなされる前に、すでに(1)(2)と、(3)とは並行して存在し、それが二類の形をとって伝存し

てゐるものであると考へられるのである。

右にみるやうな、分離説話は、播磨国風土記においても、いろいろな形であらはれてゐる。分離説話の典型的なものは、前述肥前国風土記の(1)(2)の場合がさうだと指摘できるのだが、さうでなく、説話相互の間に、伝承主体の同一が認められたり、説話主体の同一が認められたりする場合がある。これらを分離説話として認めるかどうかは、個々の相互関係を検討しなければならぬところである。

以下実際上の例にもとづいて、それらを検討し、播磨国風土記の説話が、その内部において、横軸上の連繋がどのやうであるかにつき考察してみようと思ふのである。

二

播磨国風土記には、サヌキの国の名は、それを人格化したとみられるサヌキヒコをも含めれば、七箇所でてゐる。

息長帯日女命が石作連大来をゐて、羽若の石を求められたこと、弥濃郡の人が美濃の里に来たこと、宇達郡の飯盛大刀自が来たこと、麻打の里（里名標記の下に土品の記載がないこと、地名説明のしめくくりが「麻打山」とあるところから、秋本吉郎氏は、これは広山の里中の小地名とみてをられる）を占居してゐたのが、但馬系とする説と、サヌキ系とする説とがあったこと、サヌキヒコ妻どひのこと、建石命、サヌキヒコに勝ちて二度と来るなといったことなどがあり、漢人が移住してきたことが一箇所ある。前の六例には「讃伎」後の一例は「讃藝」と用字上の差異があるのは、夫々の説話の伝承系統の違ひを端的にあらはしてゐるものであるともいひえよう。右七箇の記事中、説話として横につながりうるものは前者のうちの最後の二箇である。

託賀郡法太の里の讃伎日子と建石命との闘争、建石命の勝利の宣言のみからでは、この二人の闘争が何に起因してゐるかといふことが全然出てゐないのであって、これに先立つ同郡都麻の里の讃伎日子神が、氷上刀売に対して執拗に誘うたので、それに対して氷上刀売が、建石命といふ武神を雇って追放せしめたとあるのに続いて、はじめて説話文学としてのプロットの展開も生じてくるのである。

これと同じやうに、同一の神が、それぞれに素材となって二箇以上の説話に所出してゐる例を挙げて検討してみよう。

(イ)揖保郡麻打の里と枚方の里における石龍比売命
(ロ)同広山の里と出水の里における石龍比売命
(ハ)讃容郡々名説明の条と讃容の里と速湍の里における散用都比売命
(ニ)神前郡蔭山の里と的部の里における豊富命
(ホ)託賀郡法太の里と賀毛郡川合の里における花浪神
(ヘ)美嚢郡々名説明の条と志深の里における伊射報和気命

まづ(イ)について考へるに、麻打の里（この里のことについては前出のところに注記）では枚方の里、神尾山に坐します「出雲御蔭大神」とあるのに対して、枚方の里の方では、神尾山にまします「出雲大神」とあって、神名に統一がないのであるが、同一神であることは、そのまします山が一致してゐること、いづれにおいても彼が行く人の半ばを殺した神であった点などで疑ひの余地はない。しかるに両記事の間には何らの連絡をも予想せしめず、かつ神名にも統一を欠いてゐるといふのは、矢張り当風土記述作の過程において一説話二分の処置をとったのではなくして同一説話が別々に、それぞれの里において採られたものであったことを、この場合には示して

ゐるのである。

㈣における「石龍比売命」は、広山の里の方では原文「石比売命」とあるのを、出水の里の神名によって諸注が「龍」を補ひ、同一神とみなしてゐるのである。広山の里は、圧川、出水の里は、无水川流域で、両川とも揖保川の支流ではあるが、両里の間には、揖保の里、少宅の里、萩原の里などが介在してゐて相当な距離がある。さういふところにも両神同一説に若干の疑問が残るのであり、さらに、出水の里では伊和大神の子で、農耕神で、水利上の闘争を展開してゐるのに対して、広山の里では、石比売命の系譜上の手がかりもなく、闘争の神、武の神であることがうかがへるのみである。ただ、強ひて、両神の共通性を求めるならば、石比売命とある方も、泉の里（出水の里）の波多為の社に坐したとある点から、農耕水利との関係が導きだされるといふことと、闘争してゐるといふことでこれは両神同一説を裏づける上に、かなり有力な材料となり、両伝承地間の距離を、説話の上で縮少することができるかも知れないのである。

㈥の場合も神名の用字が三箇所とも違ってゐる。すなはち、郡名説明の項では「賛用都比売命」、讃容の里の項では「佐用都比売命」、速湍の里では「散（底本「故」の如き字になってゐるが、諸注「散」に改む。今それに従ふ）用都比売命」とあり、いづれも、サヨツヒメの「サ」をあらはす仮名に相違があり、その点だけからでも、この三条が、同一筆者によって使ひわけられたものであるとは考へ難く、三箇所の記載内容もまた、相互に断絶してゐることは、筆者の不同一といふ事情を裏書きしてゐるものと見ることができよう。しかし、讃容の里の記事と、揖保郡桑原の里との関係について見るに、この場合は、郡を異にしてゐながら、却って説話的に結びついてゐるのは注目せられるところである。すなはち、讃容の里の条によると、「サヨツヒメの命、此の山に金（かね）の桜を得たまひき」とあり説話の上では、――風土記の編次の上からは逆になるのだが――それを受けて「桑原の村主（すくり）等、讃容の郡の桜見の桜（底本「桜見」、秋本氏「桜見桜」、新考「桜」）を盗みて、将ち来しを、その主（ぬし）認め来て、この村に見あらはしき」と続くのである。

㈡の豊富命は、神前郡的部の里、石坐山の山上の石に、この神がましますことを記し、その前の蔭山の里の条下には、この神と伊与都比古神とが闘ったことが述べられ、その時、冑が落ちた岡を冑の岡といふに至ったと述べてゐる。ここでは両説話の間に主体を一にするといふ関聯があり、この神に関するさらに大きい伝承が、大川をへだてた西と東の両里にまたがって存したことが考へられるのである。

㈠の場合も、前項の㈡とよく似てゐて、法太の里の条下では、花波山に近江国の花波神がましますことを述べ、川合の里では、逃げてゆく夫の花波神を、追ひ下ってきたその神の妻、淡海神が、ここに到って怨み怒りのきはみに達し、みづから刀をもって腹をさき沼に入った（「妾」を諸注「みづから」と訓んでゐるが、田中卓氏は摂津国風土記逸文における用字例により、嫡に対する妾、つまり、今いふ「めかけ」の意に解すべきではないかとせられる。それによれば、「妾」がこの記述の末尾部の主格になるわけである）といふ説話が語られてゐる。これもサヨツヒメの桜の説話と同様、郡境を隔てたところにまたがって分離したものであるが、この分離の仕方には、地理的な必然性が認められる。すなわち、法太の里は芳田川

沿ひにあり、その川はやがて印南川に合流してゆくのであるが、川合の里はその印南川の中流右岸にある里であって、花波山の神が、近江国から逃げ来って、法太の里へゆく為に、山陽道から溯行するのには、この川筋を取るのがもっとも自然な経路として考へられるからである。

(ホ)は、これをここに取りあげるならば、品太天皇や息長帯比売命などの皇神や、伊和大神、葦原志許平命、天日槍命などをも同時に扱ふべきではあるけれども、分布乃至、説話分離の規模の大きさが異るので、それらは別に論ずることにしたわけである。しかしここにあげたイザホワケの命の志深の里における説話は、郡名説明の条のそれと直接に巡行譚として結びつくものである点で、前記の皇神、国神、外来神などが主体となってゐる分離説話と同一なのである。

ただ、ここに挙げた(ホ)の場合は、単に巡行譚としてミナギとシジミの地名を説明してゐるだけでなく、志深の里において、三百七十二字にわたって語られる大泊瀬が皇位簒奪をねらっての市辺命の略殺、それにつづく於奚・意奚両王の播磨避難の記述に対する、前おきのやうな役割、導入部としての意味をもってゐるのである。いはばその点で、各説話並列の関係にたつ前述の品太天皇以下の巡行説話とは違ってゐるのである。

以上は神格が説話の主体となってゐて、かつその説話が、播磨国風土記中の二箇所以上の部分に、分離して存する場合について考察してみたのであった。その結果、わたくしが分離説話と名づけようとするものが、ここには高い率を示して存してゐるといふことが略〻明らかとなったのである。

三

次に氏族（或ひはその首長）が、説話の主体となってゐて、しかもその説話が二箇所以上に分離して出てゐるといふ場合につき考へてみよう。

(ヘ)印南部含藝の里と飾磨郡少川の里における私部
(ト)揖保郡石海の里と浦上の里における阿曇
(チ)宍禾郡比治の里と安師の里、託賀郡楢原の里、美嚢郡志深の里における山部
(リ)印南郡々名説明、飾磨郡大国の里、伊和の里と安相の里、宍禾郡石作の里と御方の里における伊和・石作
(ヌ)賀毛郡鴨の里と条布の里における品遅部
(ル)揖保郡日下部の里、美嚢郡志深の里における日下部

まづ(ヘ)の私部の場合について見るに、当風土記編述時代、印南郡含藝の里には、私部弓取、飾磨郡少川の里には私部弓束といふものが、それぞれに実在したものと考へられる。両者の祖とするところ一方は他田熊干、他方は又利君鼻留といひ、名を異にしてゐるが、この両者はおそらく大和もしくは山城の同祖から出てゐるものだと思はれる。彼らは播磨国に「家地」を求め、移住して来たものであって、彼らの一方は、後の郡境の東側、他方はその西側の、いづれも山陽道に面した好地を「請ひて居」たのである。そして前者は仁徳天皇の御世、後者は欽明天皇の世のことであったとせられるのである。吉井良隆氏田中卓氏らの研究によれば、他田は長田・訳語田とも書かれる帰化系氏族であり、田又利君は諸注の指摘してゐるところに従へば、姓氏録に見えてゐる帰化系の多多良公と関係があり

このやうに両者共に、帰化系氏族とする説が成りたつならば、他田の子孫の繁栄してゐる含藝の里に近い少川の里に、田又利君が縁をたよりに家地を請うて移住してきたものであるとも、考へられるのである。しかしこの両里の条下の記述から、われわれは、私部を主体とする分離説話を求めることはできない。ことに少川の里には殆んで説話と称するに値するだけの情報量を有する記述に接しえないのであって、そこに用ひられてゐる文字数は、僅かに二十七字に過ぎず、その九字が天皇名、十二字が「私部弓東等祖田又利君鼻留」といふ人名であって、差引六字でもって陳述部分が構成せられてゐるわけなのである。

(ト)における阿曇についても、一方における情報量の過少が指摘できるのだが、(ヘ)ほど極端ではない。浦上の里は揖保郡南西隅、海沿ひの里で、小説「さざなみ軍記」や、「清十郎」の室津がある処である。難波に安曇江があり、阿曇氏が居たことは知られてゐる。その阿曇連百足が「難波の浦上」からここに移住してきたので、この里を「浦上の里」と名づけるに至ったといふのである。ここではそのことを「昔」といふ書き出しでもって文を起してゐるのである。しかし一方、石海の里の条では、孝徳天皇の世に、阿曇連百足が、野に実った稲を朝廷に献った。その野を「百便の野」とよんでゐるのだから、本来は、浦上の里に移住してきてゐた阿曇連百足が、石海の里のある部分にわたって支配してゐたことがわかるのである。石海の里は浦上の里の東に接し宇頭川（揖保川）の河口を囲む海辺の平野を占めてゐる。天皇はそこで、献納者と同族の阿曇連太牟をここに遣し、石海の国の役民を使って百便の野を、開墾せしめられたといふのである。ここには、氏族の移住→農耕適地の発見→朝廷の支配権にもとづく開墾の計画→氏族の移住→役民の移住といふ一つながりの開拓伝承が、浦上・石海の二つの里にまたがって分離したかたちで記述せられてゐるのである。（なほ、阿曇連百足は肥前国風土記、松浦郡値嘉嶋の条に、景行天皇の陪従として巡行に従ってゐるのである。孝徳朝とでは年代的に大きく隔絶してゐる）

(チ)の楢原の里と、志深の里とにおける伝承には、相互に密接な関係がある。両里はいづれも印南川の支流であって、川づたひに交通できるところである。志深の里の於奚・意奚両天皇の伝説は、イザホワケの命の説話と関係あること既述のとほりである。日本書紀には、清寧紀二年に」播磨国に遣はせる司、山部連の先祖伊与来目部小楯、赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目が新室に於いて市辺押磐皇子の子億計、弘計に見えつ」とあり、顕宗紀には、その前紀に右と同様なことが見えてゐるが、さらにその二年の条には、「夫れ前播磨国司来目部小楯、求め迎へて朕を挙げたり。厥の功茂し。志願からむ所は、言すに難ること勿れ。小楯謝ひて曰く、山官宿願ふ所なり。乃ち山菅に拝けたまひ、改めて姓を山部連氏と賜ふ。吉備臣を以て副と為て、山守部を以て民と為す」とあり、播磨国風土記に山部連少楯とあるのは、もと伊与来目部小楯と称したことがわかり、伊予国久米郡を本拠とした氏族なのである。右に関する書紀（古事記）の記述と風土記のそれとの相違については田中氏にも早くから立言があり、わたくしも別に論ずるつもりであるが、志深の里における二皇子の伝説は既述の如く、播磨国風土記中でも最大の説話なのである。そこにおける少楯の位置は、播磨国（底本「針間」とあり、揖保郡萩原の里と、ここのみの用字で、他はすべて風土記時代になってからの新用字で「播磨」とある）の大和朝廷直轄領の国宰として

遣はされてきたものが、偶〻二皇子を見出したといふところに置かれてゐるのであり、皇位継承問題の重要性は、記紀におけるが如くに強調せられてはゐないのである。しかし、いづれにしてもこの少楯あっての説話であることには間違ひはないのである。そして志深の里の説話によれば、二皇子は一旦大和へ帰られた後、再び志深の里に来られる如くであるが、楢原の里の説話は、実はそれを受けて内容を展開せしめてゐるのである。すなはち、小楯（ここでは書紀と同じく「小楯」とあり）は二皇子の誂ひのために播磨鴨の国造の女の許に遣はされてゐるのは、明らかに二皇子がその身分を明らかにせられてからのことに違ひないと見られるのである。またその国造の女、根日女といふのが辿った運命が、二皇子の讐とせられた雄略天皇の赤猪子のそれと同じであることも、説話形成の上に、赤猪子から根日女へといふ影響があったかも知れないと思わせるものが存するのである。この二つの里のこの説話の間には、相互に密接な関係があり、言はば分離説話のひとつの典型、すなはち母説話から派生説話といふ形を見ることができるのである。

さらに宍禾郡の比治の里と、安師の里の山部についてみるに、後者は山部三馬が里長であった為に里の名を「山守の里」と名づけたとあるを以って、彼もまた少楯らの山部氏の部民をもつ同族であったことがわかると共に、前者の山部比治といふのも同様なものであったかと考へられるのである。山部比治が里長に任ぜられたのも、阿曇連百足が稲を献上したのと同じく孝徳朝であるとせられてゐるのであるが、宍禾郡のこれら二つの里の地名説明には、説話と称するに足りるだけの文芸性が具はってゐず、当然ここには分離説話と称しうるものが存在しないのである。

(リ)について考へて見よう。飾磨郡、大国里には、「帯中日子命を神に坐せて、息長帯日女命、石作連大来を率て、讃伎国の羽若の石を求ぎき。彼より度りたまひていまだ御廬を定め給はざりし時、大来、見顯ししかば美保山といふ」とあり、伊和の里には「積幡郡の伊和君等が族、到来りて此に居りき」とあり、安相の里には「昔此の川（長畝川のこと）に蒔生へり。時に賀毛郡長畝の村の村人到来りて蒔を刈りき。その時、此処の石作連等、奪はむとして相闘ひ、仍りてその人を殺して、やがてこの川に投げ棄てき」とあり、宍禾郡、石作の里には「本の名は伊和」とあって、「石作首等、村に居れり」とあり、御方の里に、伊和の村がある。（しかしこの「伊和の村」は秋本氏の説の如く、石作の里の追補記事とすべきであらう）播磨国風土記の現伝の記事からは、宍禾郡に本来あった伊和の里には、伊和君といふのがゐたが、それが飾磨郡伊和の里に出はらった(2)後、その残党は主として陵墓の石造工作に従事したために石作首の氏姓を賜ひ、天智天皇の四年（庚午の年）にその氏族の名によって伊和の里を石作の里と改めた(4)といふのであり、その石作の一族の中には一方では飾磨郡大国の里に、他方では安相の里に移住して来てゐたものもある(1)(3)といふのであるが、ここでも、(1)において石作連の移動を天智天皇の四年以後とする仮設に、年代的な矛盾が生じてくるのである。これら四箇の記事のうち、説話としての文芸的な価値を主張しうるものは、おそらく(1)(3)のみであらう。そして他は右に述べた如き補足資料的な意味をしかもたないと思はれる。しかし、これも右に述べた如く(1)(3)の記述に対し、氏族的な背景を提供してくれてゐるのが(2)(4)の簡潔な記事であるといふことができる。

(ヌ)の場合、これは品遅部前玉のみが説話の主体とはいへない。条

布の里の方は無論のことながら、鴨の里にしても、ここでは品太天皇のワキ役としての登場ではあるが、彼なくしてはこの説話は成りたたぬのである。面白いことは、これが条布の里の側から語られてゐるといふ点である。さういふ意味からすればこの場合はいちばん分離説話の概念に適合するのではなからうかと思はれるのである。

(ル)における日下部連意美は於奚、意奚二皇子の逐電の手引をした舎人であるが、志深の里のこの説話は、先にふれたところである。日下の里はその同族の日下部が居住してゐたのによって里名としたといふのみで、これも説話文学としての文学価値を与へることはできず、従って両者の間には分離説話的な関聯は成りたたぬのである。

所謂国造時代から律令制の時代に入り、天武王朝の影響下にたつ藤原の宮の時代といふのは、人麿がそれを代弁してゐるやうに、宮廷に直接つながりをもった諸氏族が、それぞれ神話的雰囲気の中に生活してゐた時代であった。

播磨国風土記に、二箇所以上にわたって所出する私部、阿曇、山部、石作（伊和）当麻などの諸氏のうちでも、阿曇のやうな大族には、氏の伝承も豊富で、朝廷にも例へば殯宮の儀式において誄として朗誦せられるといふこともあったらう。しかし記紀にはその名も見当らない石作や伊和といった氏は、この国では恐らくいちばん古く強大な氏族であったのだらうが、この風土記の時代を地方の一土豪として終ってしまったものと見られ、その伝承は僅に、その末流において維持、継承せしめえてゐたに過ぎず、当国風土記において断片的に採集せられ保存せられるにとどまったものと考へられるのである。

四

神名や人名を共有しながら、その内容が分離して所出してゐる説話を復元してみようとする試みは、また同様に地名によっても或る程度可能であるかも知れないのである。神名や人名が、主なる手がかりとなった場合、彼らは、当該説話の中においては主体となってその所伝伝承地の氏族の記憶の中に共有せられてゐたのであった。

次に分離説話の追尋の手がかりとする地名は、説話の主体として共有せられる場合はまれであって、その多くは、客語乃至補語的な資格で登場してくるのである。そこで検討の対象となるものを拾ってみると大体次のやうなものを挙げることができるやうである。

(ヲ)飾磨郡伊和の里と枚野の里における筥丘・日女道丘
(ワ)飾磨郡安相の里と神前郡聖岡の里における但馬国の朝来
(カ)揖保郡大家の里と大田の里における大田
(ヨ)揖保郡邑智の駅家と桑原の里における槻折山
(タ)讃容郡邑宝の里と雲濃の里における宇努
(レ)神前郡川辺の里と多馳の里における川辺
(ソ)賀毛郡上鴨の里、下鴨の里と条布の里における条布

まづはじめに(ヲ)の場合を検討してみよう。飾磨郡伊和の里の大汝命と、その子火明命との闘争説話は、現在の姫路市を含む地域を舞台として展開してゐる。新考は「こは姫路附近が海底なりし時代の伝説なり」といってゐるのであるが、火明命に追はれる大汝命は、船に乗って逃げる。火明命はその怒りを風波にあらはして大いに海を荒れしめたので、大汝命の船は次々に十数個の積荷を落してゆく。そして箱の落ちたところを「箱の丘」（標題下の分注には「筥の丘」

とある）となづけ、蚕子の落ちたところを「日女道の丘」となづけたといふのである。枚野の里には、大汝・少日子根命とこの土地の国神である日女道丘神とが、ちぎりあひし時に、日女道丘神が筥丘にもてなしの食物や器物などを置いたとある。ここには筥の丘に対する二つの地名説明が、伊和の里と枚野の里との両側から別々に語られ、前者では説話の主体が大汝命、後者では日女道丘神となってはゐるものの、そこにも大汝命が関舞してゐることに注目すべきものがある。大汝命は風土記中では出雲国より来ましし大神とか、天日槍命との説話においては葦原志許乎命と呼ばれてゐる神と同格乃至一体と見られ、この地方での異族神であり、占国神であり、造国神であり、農耕神でもある。これらの説話は、北方の氏族の南下政策が、神話的な記憶の中に伝承せられ、それが両里の夫々に少しづつ異った形で成立してゐたものと考へられるのである。

(ワ)の場合、神前郡聖岡の里の小地名、粟鹿の川内の地名説明において、粟鹿川が「但馬の朝相郡、粟鹿山より流れ来る」とある。山国からの交通路は多く川沿ひに設けられる。飾磨郡安相の里は、粟鹿川の流末、大川の下流にある。ここには「但馬国、朝来の人、到来りて此処に居りき」とある。つまり、朝来の人が粟鹿川に沿って聖岡の里を経て南下し、移住してきたことがわかるのである。しかし右の両里の地名説明は、説話文学を造形するに至らない、内容の乏しい記述に止まってゐて、両記事を合はせても、わずかに右に述べた如き、いはば人文地理的な事実が得られるに過ぎぬのであった。

(カ)の大田の里の条には、昔、呉の勝が韓国から渡来して、最初、紀伊国名草郡大田の村に入ったが、その族党の一部が分れて、摂津国三嶋賀美郡大田の村に来た。彼らは再び移動して揖保郡大田の村に来た。この大田の地名は、もとゐた紀伊国の大田をもって名としたのであるといふのである。ところでこの揖保郡大田の里へ、呉の勝とはまた別な種族の流入が、大家の里の条下に語られてゐるのである。すなはち、宇治稚郎子の世（大田の里の記載内容も、ほぼこの時代のことと思はれる）に、宇治連等の遠つ祖、兄太加奈志、弟太加奈志の二人が、右の大田の村の与富等の地を許されて田をひらき、種子をまこうとして来た（彼らはいまだ、移住せずに、伊勢川の西から川を渡って東側の大田の里の域内に農耕しはじめたものと思はれる）時にその廝ひ人が杁で食具等の物を荷ってゐたのであるが、その杁が折れたために、鍋、筥、杁が落ちてそれぞれ津の名、岡の名、田の名となったといふのである。単純でかつ短いこの二つの説話によって綴合せられるところは、矢張り一つづきの説話ではなく、むしろ前項(ワ)の如く、人文地理的な、すなはち、土品が中の上といふ大田の里を農耕適地として開墾せられてゐた頃のことが、開発に従った氏族の動きと共に、大まかに語られてゐるに過ぎぬのである。

(ヨ)桑原の里は、山陽道沿ひの揖保郡聚落中では、いちばん西の端にある里である。風土記のこの里の条に「品太天皇、槻折山に御立して、覧そなはしし時、森然に見ゆる倉ありき。故、倉見の村と名づく。今、名を改めて桑原と為す」とあるが、この槻折山は、桑原の里の東約二里、姫路市の最西部（旧大市村）から龍野市龍野に越える槻坂と現在呼んでゐるのが、それであると言はれてゐる。ここは風土記の邑智の里（底本では、「邑智の駅家」）にあたるわけで、その条に「槻折山、品太天皇、この山に狩し給ひ、槻弓もて走猪を射給ひ、すなはちその弓を折り給ひき。故、槻折山といふ」とある。

ここにおいては両里の説話の主体が同一であるし、また内容からみても、元来一説話であったものが、地名説明の必要から、二つの里の地名説明のために分離したとみることができるのである。

(タ)の場合、邑宝の里における占国説話の主体は、弥麻都比古命である。この神が「この山は、踰めば崩るべし」と宣り給うたので、久都野と名づけられたが、それは後、改めて宇努といふとあるのである。ここでは、風土記時代の地名「宇努」が、「崩る」から「久都野」となり、やがて音訛によって、くづ→うぬとなったといふ説明なのであらうと思はれる。ところが邑宝の里に、千種川をへだてた東側の雲濃の里の条では「大神（伊和大神とせられてゐるが、当讃容郡柏原の里に「大神、出雲国より来ましし時」とあるのによって、出雲大神とするのが妥当かとも思はれる）の子、玉足日子、玉足比売命の生める子、大石命、この子父の心に称へり。故有怒といふ」と、さきの邑宝の里における地名説明の不充分なのを補ふかの如くに記述してゐるのである。おそらくこの両里の境界が曖昧であったために、邑宝の里の中に久都野の小名が挙げられたのだらうと思ふが、或ひはまた、邑宝の里にまで「有怒」とよばれる山野が入りこんでゐたものかとも考へられるのである。地名「宇努」「有怒」に関する説話は、以上に述べた如く相補ふところがありながら、両者における説話の主体は異ってゐるところに、本来別個の伝承であったらしいことが推測せられるのである。

(レ)多馳の里の小地名、粳の岡の項に伊和大神と天日槍命との闘争説話があり、その別伝記事として「一云、城を掘りし処は、品太天皇の御俗、参ゐ度り来し百済人等、有俗のまにま、城を造りて居りき。又その簸置ける粳を墓といふ。又云、牟礼山に城づけるは、その孫等、川辺の里の三家の人、夜代等なり」とある。一方、川辺の里には、品太天皇の狩猟記事はでてゐるが、帰化氏族に関する説話はまったく出てゐないのである。思ふに、風土記の時代――藤原京の時代――には、川辺の里の夜代といふ人物を以って代表とする彼らは、その伝承を、里長や、郡司国司にとりあげさせるだけの実力をもたなかったか、或ひは川下の隣村である多馳の里で取りあげるから、川辺の里では触れぬことにするといふことになったからであらう。

しかし当時、多馳の里にも帰化の氏族が居たと考へることは、右に引いたやうな伝承、ことに天日槍命の説話が記されてゐることによって略々たしかであるし、むしろ、名こそ出してはゐないが、川辺の里に「現存する」夜代等よりも、一層有力な帰化氏族が繁栄してゐたのではないかと思はれるのである。川辺の里における夜代等は多馳の里における一族の一分流であることを思へば、右の推定の可能性は認められるところであると考へる。この(レ)の場合も、結局は分離説話としての内的関聯は両者の間に確立しゐないのである。

(ソ)の場合はどうであらうか。条布の里には短い説話の中でここの地名の起源が語られる。――この村に井があった。或る女が水を汲んでゐたが、やがて吸ひ汲れられた――といふのである。鴨の里の条に記述せられてゐる品太天皇の巡行説話も、この条布の井に関するものであり、この伝承はおそらく条布の里に品遅部の村を賜はった品遅部氏に伝へられたところであらうと思はれるのである。この説話に関しては、すでに(ヌ)において述べたところを思ひ出して頂けば、この(ソ)の両説話がわたくしの言ふ分離説話であるとすることの理解に役立つのではないかと思ふのである。

五

本稿のはじめにおいて、すでに述べたやうに、風土記といふ述作形態から、必然的に生じた説話の分離といふ事実を、神名、人名、地名などを手がかりとしてその綜合乃至復元といふことを試みたのである。播磨国風土記説話に所出のそれらの神名、人名、地名のみならず、事柄（事件）や事物や年代などを手がかりとしても、さらに幾らかは、分離説話の存在を実証する助けになるかも知れない。が重要なものは、大体以上においてつくしえてゐると思ふのである。もっとも、本稿中においてすでにことわっておいたやうに、品太天皇、伊和大神などを手がかりとすることは、また別の機会をまたねばならない。

説話個々の共通要素を手がかりとして分離説話を拾ひ上げてゆくといふことを、わたくしは文学としての――たとひそれが原初的なものに過ぎとしても――地名説話研究上の一段階として試みてきたのである。そして最近、小野田光雄氏が「播磨国風土記の成立について（再考）」〔神道史研究第六巻第一～二号、昭三十三年一月・三月〕において提唱せられた――播磨国が国造本紀によれば、針間国造・針間鴨国造・明石国造の三つに区分して行政せられてゐたといふことと関聯して、播磨国風土記の成立にそれら三国造が、根源的に参与してゐるのではないかといふ仮説をたて、播磨国風土記の全記述内容を詳細に分析して内部徴証を求められた――処と、右にわたくしが検討し来った分離説話の形成といふこととが如何に関聯するであらうかといふ期待をもったのであったが、わたくしのこの側面からは、小野田氏説を強力かつ積極的に支持すべき要因は出てゐるとは断言できぬながら、それでも(ハ)の讃容の里と桑原の里とには既述のやうに讃容郡と揖保郡に渉る分離説話をなしてゐるのであり、(ホ)の法太の里と川合の里との間には託賀郡と賀毛郡とに渉る分離説話を見出すことができるのである。前者が小野田氏の言はれる針間国造氏関係の郡のグループ、後者が同氏の針間鴨国造氏関係の郡のグループに属する郡同志の間のことであること、そして小野田氏の立てられたグループの垣根を越えて分離説話が見られないといふこと、この二つの事実は、消極的ながら小野田氏説のための傍証程度にはなるかも知れないのである。

小野田氏の論考は詳細を極めてゐるので、わたくしとしては、なほ検討したいと思ひながら果せないでゐる部面も少くない。氏の説に対してはすでに反論もあるやうであるが、新説は批判せられることにより成長し、たとひそれが否定せられるにしても、その論述の過程において、加速度的に研究上の進歩が得られるものである。さういふ意味で本稿において得られたささやかな知見をもって氏の説に、プラスの側から相ひ関せしめることを試みたのである。

本稿において検討してきたところを要約すると、風土記には分離説話と称すべきものが存すること、そして播磨国風土記について言へば、神格をモティフとする分離説話は比較的高率をもって見出されるのに対して、氏族や地名をモティフとする分離説話は、ごく少数見いだされるに過ぎぬといふこと、そのやうに検討した結果が、最近の小野田氏の論考と如何に相ひかかはるかといふことなどについて考察したのである。

昭33・9稿、33・11補訂

――大阪大学助手――